

平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 2 8 年第 2 回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成28年第2回定例会会議録

目 次

○開	会	2								
○議	長	選	挙	4						
○副	管	理	者	選	挙	6				
○会	期	の	決	定	7					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	7
○議	案	第	1	号	7					
○議	案	第	2	号	8					
○議	案	第	3	号	10					
○議	案	第	4	号	10					
○議	案	第	5	号	15					
○一	般	報	告	15						
○一	般	質	問	15						
○閉	会	16								
○署	名	18								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成28年第2回定例会会議録

○
平成28年10月17日（月）午後3時03分開議

議事日程

- 日程第 1 議長選挙
日程第 2 副管理者選挙
日程第 3 会期の決定
日程第 4 会議録署名議員の指名
日程第 5 議案第 1号 専決処分について
日程第 6 議案第 2号 東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例
の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 3号 東葛中部地区総合開発事務組合立障害者
支援施設条例の一部を改正する条例の制定
について
日程第 8 議案第 4号 平成27年度東葛中部地区総合開発事務
組合歳入歳出決算の認定について
日程第 9 議案第 5号 東葛中部地区総合開発事務組合監査委員
の選任について
日程第10 一般報告
日程第11 一般質問

出席議員（5名）

- 1番 井崎 義治 君 2番 海老原 功一 君
3番 石黒 博 君 4番 山内 弘一 君
5番 星野 順一郎 君 6番 坂巻 宗男 君

説明のため議場へ出席した者

- 管理者 秋山 浩保 君 会計管理者 小林 敬一 君
事務局長 神野 宏美 君 主管者 中村 泰幸 君
主管者 田中 佳二 君 主管者 木下 登志子 君
総務課長兼場長 染谷 誠 君

職務のため議場へ出席した者

- 総務課副主幹 吉澤 誠 君

午後 3 時 0 3 分開会

○副議長（坂巻宗男君） それではただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、平成 28 年第 2 回定例会を開会いたします。

○

午後 3 時 0 3 分開議

○副議長（坂巻宗男君） 直ちに会議を開きます。

○副議長（坂巻宗男君） まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保管理者。

〔管理者 秋山浩保君挨拶〕

○管理者（秋山浩保君） はい。

本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会平成 28 年第 2 回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

既に皆様御承知のとおり、平成 28 年 9 月 2 日開催の柏市議会平成 28 年第 3 回定例会におきまして、山内弘一さんが議長に就任されました。心からお祝い申し上げ、市政発展のため今後の御活躍をお祈りいたしますとともに、本組合の運営につきましても御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会の開会に当たり、前定例会以降における組合の主要事業の進捗状況につきまして御報告いたします。

初めに、組合規約の変更についてでございます。

規約の一部の改正につきまして、関係市の議会の議決を得られましたので、組合規約を変更することについて、関係市の協議が整い次第、千葉県知事に規約変更の届出を行います。

続きまして、みどり園改築等 P F I 事業でございます。

指定管理者大久保学園が実施する維持管理業務及び運営事業については、昨年度の実績について平成 27 年度年間モニタリングを 8 月 3 日に実施いたしました。また、9 月 29 日には平成 28 年度第 1 四半期モニタリングを実施し、履行状況とサービスの質の確認を行いました。その結果、事務組合としての評価は、おおむね良好であるとの判断をいたしました。

引き続き、定期モニタリングを実施し、みどり園の管理・運営体制につきまして、万全を期し、利用者及び保護者の皆様が安心して、安全に過ごしていただけるよう、さらに監視体制の充実に努めてまいります。

次に、平成 27 年度一般会計決算については、歳入が前年度比 34.1%減の 5 億 9,900 万円、歳出が前年度比 34.9%減の 5 億 6,657 万円となりました。実質収支額は、前年度比 853 万円減の 2,

876万円となり、その内の2,000万円を財政調整基金への積立てとし、今後の施設整備計画を含めた財政計画等に有効活用を図ってまいります。

次に、ウイングホール柏斎場の駐車場整備事業です。

斎場周辺の路上駐車を解消するため、新たに駐車場の整備を進めているところです。

現在、近隣地の候補である農地の取得に向け、対象地の測量に着手し、今年度内の事業認定による許可を目指しております。

今後も、関係市におかれましては、御協力、御支援を賜りながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、前定例会以降の各事業の取組について御報告いたします。

まず、みどり園についてです。

新聞報道等で御承知のとおり、7月26日に神奈川県相模原市の障害者福祉施設での入所者等殺傷事件がございました。被害者に遭われた方々の、御冥福をお祈りいたしますとともに、負傷された方の早期の御回復をお祈りいたします。組合としましては、指定管理者の大久保学園に対しまして、夜間等の施錠などの防犯措置、職員間の連絡体制及び不審者等への対応など防犯体制の徹底について通知したところであります。

大久保学園といたしましても、夜間防犯体制の見直しや夜間の施錠時間の延長等に取り組み、みどり園内の防犯カメラの設置等の検討を行い、防犯体制の徹底による利用者の安全確保に努めております。

現在、みどり園在籍人数は5月に1人が退園し79人、みどりの家は20人の計99人となっております。

短期入所事業は、本年1月から8月末日で、延べ188人、2,638日の利用となっております。

また、昨日の16日に開催されましたみどり園祭には、多くの関係者の方々が御来園され盛大に行われました。

関係各位におかれましては、今後も一層の御支援をみどり園に賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます。

ウイングホール柏斎場はオープン以来20年が経過いたしました。

平成27年度の火葬件数は、初めて5,000件を超え5,005件、稼働率91.8%となりました。今後の火葬需要に対応できるよう、主要業務になります火葬炉の点検・修理等を定期的に効率よく実施してまいります。また、その他の空調設備等の機器類も、経年劣化による老朽化が進んでいることから、定期点検や修繕等による延命化を図っている状況でございます。

今後も斎場施設を利用される方への利便性の向上とサービスの充実、

安全と安心の健全な施設運営に努めて参ります。

最後になりましたが、本日は、決算の認定のほか4議案について御審議いただく予定となっております。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

○副議長（坂巻宗男君）　ここで御紹介をいたします。

ただいまの挨拶にもありましたように、去る平成28年9月2日に行われた、柏市議会平成28年第3回定例会におきまして議長選挙が行われ、山内弘一議員が当選をされました。

組合規約第5条第2項の規定により、出席しておられますので、御紹介をいたします。

山内弘一議員の挨拶を許します。

〔4番議員　山内弘一君挨拶〕

○4番議員（山内弘一君）　山内でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○副議長（坂巻宗男君）　日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から平成28年1月分から6月分に関する例月現金出納検査の結果報告及び平成27年度定期監査の結果報告がありました。

また、管理者から平成27年度東葛中部地区総合開発事務組合事故繰越し繰越計算書について報告がありました。

いずれも各位のお手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○副議長（坂巻宗男君）　日程に入ります。

○

○副議長（坂巻宗男君）　日程第1、議長選挙を議題に供します。

議長が組合規約第6条第2項第2号の規定により、平成28年9月2日をもって議長の職でなくなったので、会議規則第9条の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りをいたします。

〔「副議長」と呼ぶ者あり。〕

○4番議員（山内弘一君）　副議長。

○副議長（坂巻宗男君）　山内弘一議員。

○4番議員（山内弘一君） 選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○副議長（坂巻宗男君） お諮りいたします。

ただいま山内弘一議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

山内弘一議員を、議長の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、山内弘一議員において指名することに決しました。

山内弘一議員。

○4番議員（山内弘一君） 議長には、流山市議会議長の海老原功一議員を指名推薦いたしたいと思っております。お諮りをお願いいたします。

○副議長（坂巻宗男君） お諮りいたします。

議長には、山内弘一議員において指名推薦のありました、流山市議会議長の海老原功一議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、流山市議会議長であります、海老原功一議員が議長に当選をされました。

ただいま、議長に当選されました海老原功一議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました、海老原功一議員の挨拶を許します。

〔議長 海老原功一君挨拶〕

○議長（海老原功一君） はい。海老原でございます。大変不慣れではありますが、議事進行がスムーズに進むよう皆様の御協力のほどよろしくお祈りいたします。

○副議長（坂巻宗男君） 暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩



午後 3 時 8 分再開

- 議長（海老原功一君） 日程第 2、副管理者選挙を議題に供します。
副管理者が組合規約第 8 条第 1 項の規定により、平成 28 年 7 月 5 日をもって副管理者の職でなくなったので空席となっております。
会議規則第 9 条の規定により、選挙を行います。
会議規則第 10 条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

- 5 番議員（星野順一郎君） はい、議長。
○議長（海老原功一君） 星野順一郎議員。
○5 番議員（星野順一郎君） 副管理者の選挙の方法につきましても、慣例によりまして、指名推選の方法にしたいと思っておりますので、どうぞお諮りをお願いいたします。
○議長（海老原功一君） お諮りいたします。
ただいま星野順一郎議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

- 議長（海老原功一君） 御異議なしと認めます。
よって、選挙は指名推選による方法と決定しました。
お諮りいたします。
星野順一郎議員を、副管理者の指名推選者にしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

- 議長（海老原功一君） 御異議なしと認めます。
よって、星野順一郎議員において指名することに決定しました。
星野順一郎議員。
○5 番議員（星野順一郎君） 副管理者には、流山市長の井崎義治議員を指名推選したいと思っております。お諮りをお願いいたします。

- 議長（海老原功一君） お諮りします。
副管理者には、星野順一郎議員において指名推選がありました、流山市長の井崎義治議員ということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

- 議長（海老原功一君） 御異議なしと認めます。
よって、ただいま指名推選のありました、流山市長であります井崎義治議員が副管理者に当選されました。

ただいま副管理者に当選されました、井崎義治議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副管理者に当選されました、井崎義治議員の挨拶をお願いいたします。

〔副管理者 井崎義治君挨拶〕

○副管理者（井崎義治君） 副管理者として、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（海老原功一君） 暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

○

午後3時12分再開

○議長（海老原功一君） 日程第3、会期の決定を議題としたいと思います。

お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、星野順一郎議員及び石黒博議員を指名いたします。

○

○議長（海老原功一君） 日程第5、議案を上程いたします。

議案第1号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案第1号は、専決処分についてでございます。

東葛中部地区総合開発事務組一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めらるものでございます。

議案書の1ページを御覧ください。

これは、本組合の特殊勤務手当の見直しを行い、業務員が業務に従事した際に支給する業務手当を廃止したことによるものです。

施行日を平成28年4月1日としたことにより、専決処分を行ないました。そのため、本年度より支給をしてございません。

説明は以上でございます。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（海老原功一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第6、議案第2号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案第2号は、東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の6ページを御覧ください。

これは、別表中に定める火葬場を始めとする使用料を改めようとするものでございます。

今回の改正に当たりましては、単位コストを算出し、組合地域内居住者については現行の使用料でコスト負担率が50%に満たないもの、組合地域外居住者についてはコスト負担率が100%となっていないものを対象とし、改正をいたしました。詳細につきましては、議案書8ページの資料新旧対照表を御覧ください。

なお、祭壇につきましては減価償却が終了しているため改正対象外としております。

説明は以上でございます。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（海老原功一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質疑はございませんか。

〔挙手する者あり。〕

○議長（海老原功一君） 坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） はい。料金の改定という形になるものですから何点か御質問させていただきます。今回、事務組合の財政状況を見ても28年度で財政調整基金も取り崩して、また各市からの負担金などを増やして賄っていく状況であることから、値上げをしていく部分についてやむを得ないと思っている状況ではありますけれど、考え方ですね、概ねどの程度の料金にして、利用者の負担軽減に努めたのかお聞かせください。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。改定料金につきましては、火葬のみでの御利用の場合は、組合地域内で15歳以上の方が900円、率では24%の増になります。

そこでウイングホール柏斎場の式場、特に大式場ですが、大式場を利用になされて火葬もし、さらに霊柩自動車も利用すると、最大で25,200円の増、率で言うと23.9%になります。

金額的には、式場と霊柩車を利用しての火葬までの料金は、大式場利用の場合ですと、現行料金では120,800円が146,000円となります。これにつきましては、コスト計算をして、受益者負担を念頭に値上げをさせていただきました。

以上でございます。

〔挙手する者あり。〕

○議長（海老原功一君） 坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） 計算方法等、原価計算をしてそこから算出してきたということではありますが、値上げについてはやむを得ない部分があるのかなとは思っております。

話を伺うと3年ごとに見直ししていくと考えられていると思いますが、利用者などの声もしっかり聞いていただいておりますね、3市の市民の方が高い負担にならないように今後努めていただきたいと思います。

御答弁をお願いします。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。議員の御指摘のとおり、市民の方の負担にならないように、3市の担当者の方を含めてこれから協議をして、対応して行きたいと思っております。

○議長（海老原功一君） 他に質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

- 議長（海老原功一君） 日程第7、議案第3号を議題に供します。
〔末尾参照〕

- 議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

- 事務局長（神野宏美君） はい。

議案第3号は、東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書10ページを御覧ください。

これは、みどり園の生活介護に係る事業の定員を改めようとするものです。生活介護の定員につきまして、現行の100人を114人に改めるものです。

現在、みどり園では施設入所支援として80人の定員、短期入所として14人の定員がございます。そこで、ここで示してあります生活介護はみどり園の80人とみどりの家20人の定員分合計100人と定めてあります。そこに、短期入所分14人を加え、合計114人の定員とするものです。

そのことにより、みどり園を短期入所で利用している方たちも、みどり園の生活介護事業を利用させていただくことにより、現在入所している利用者と同等の日中活動サービスを提供したいとの指定管理者の提案に基づくものでございます。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（海老原功一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

- 議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

- 議長（海老原功一君） 日程第8、議案第4号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案第4号は、平成27年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定についてございまして、監査委員の意見を付して認定を求めようとするものでございます。

それでは、概要について説明をさせていただきます。議案の別冊にあたります、平成27年度歳入歳出決算書を御覧ください。

1 ページ、一般会計決算総覧です。

歳入につきましては、予算現額6億184万6,000円に対しまして、収入済額5億9,899万6,097円で、予算現額と収入済額との比較では、284万9,903円の減となりました。

歳出は、予算現額6億184万6,000円に対しまして、支出済額5億6,656万8,978円、翌年度繰越金が367万2,000円ございましたので、不用額として3,160万5,022円となりました。

この結果、歳入歳出差引残高では、3,242万7,119円となりました。

次に、2 ページをお開きください。歳入歳出総括表の歳入です。予算現額に対して、収入済額が減となりました主なものは、2 款の使用料及び手数料でございまして、約316万円の減でございます。

減になった主なものは、衛生使用料の霊柩車使用料が当初予定していた件数よりも減となり、金額として約150万円の減、同じく霊安室使用料も当初予定していた件数よりも減となり、金額として約104万円の減となりました。

続きまして、歳出です。

総務費を始めそれぞれで不用額がございます。主なものは、衛生費の約2,221万円でございます。要因としまして、需用費における光熱水費の不用額が約1,600万円生じたことです。これは、当初予算積算時よりも都市ガスの単価が下がったことが要因でございます。

これらの結果、生じました歳入歳出差引残高、3,242万7,119円につきましては、全額翌年度への繰越しとさせていただきました。

次に、17 ページを御覧ください。財産に関する調書のうち公有財産でございます。こちらの土地及び建物については増減がございませんでした。

続きまして20 ページ、基金でございます。

まず、財政調整基金は、運営費の総務費、民生費、衛生費への繰入れを行った結果、7,240万円の減となりました。このため、年度末残高は、1億276万8,929円となりました。施設整備基金につきま

しては、平成26年度繰越金の一部の積立てを行った結果、1,729万円の増となり、年度末残高は1億16万5,118円となっております。

簡単ではございますが、平成27年度歳入歳出決算について御説明申し上げます。

なお、先日、監査委員による決算審査を受けた際に、監査委員から、予算については厳密に算出しているとの講評を頂きましたが、各市の負担金が総額的にどの程度減となったかを分かりやすくするようにとの御意見も受けております。

事務組合といたしましては、今後、ウイングホール柏斎場の施設維持管理の検討を行いながら、基金の有効的な活用及び効率的な事業運営を進めて、市負担金の抑制に反映されるよう務めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（海老原功一君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔挙手する者あり。〕

○議長（海老原功一君） 坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） 決算を踏まえてですね、一般質問的になってしまうかもしれませんが、9月の我孫子市議会でも事務組合の関係で議員から発言がありましたので、これらを踏まえて二点ほど質問をさせていただこうと思います。

一点は事務所移転に係ることで、もう一点はみどり園なんですが、一つ一つ行きたいと思います。

事務所の移転では、決算書では9ページの事務室賃借料で261万6,960円が、今までかかっていた事務所経費に当たっているのですが、この点から確認させてください。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議員御指摘のとおり、事務所の賃借料としまして約272万円ほど予算計上しておりまして、それに係る分が27年度決算では261万円ほどになったということでございます。

〔挙手する者あり。〕

○議長（海老原功一君） 坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

そうしますと、この決算を踏まえて、11月から事務所を移転すると聞いておりますが、この金額が削減されると考えてよろしいのですか。

あるいはもう少しプラスアルファで変わる部分があれば27年度の決算部分で教えていただきたいと思うのですが。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

御指摘のとおり事務所の賃借料の減と併せまして、金額的にはこれに比べると僅かかもしれませんが、例えばコピー機の賃借料であるとか、ウイングホールに入ることにより、一括で供用されることによる事務費の削減ですとか、事務連絡に係わる経費等が削減されると考えております。その具体的な数字はこの決算上では分かりにくいかと思っておりますので、説明は省かせていただきます。

その他、事務所が一緒になることで意思の疎通が有効、迅速になることがプラスメリットであると考えております。

[挙手する者あり。]

○議長（海老原功一君） 坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

色々な面でメリットがあるのではと思っております。

資料などで見ますと、概ね柏の事務所8名おり、ウイングホールに8名の方がいらっしゃるのですかね。これが一緒になると思いますが、今後の人員体制ですね、こういったこともですね、今すぐにではないのですが、やはり事務所が一体化されるメリットが中長期的に検討されてよいのではと思っているのですが、この点についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

人数につきましては、事業がウイングホール柏斎場一つが中心となったこと、みどり園の指定管理業務がございますけれど、業務が縮小されたということでは、人数についての今後の検討は必要になってくると思っています。これにつきましては、事務組合のみでなく、3市の御協力をいただきながら検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

[挙手する者あり。]

○議長（海老原功一君） 坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） ぜひいろいろな形で各市とも連携しながら検討を進めていただきたいと思っております。

もう一点はみどり園に関してです。これは決算でいうと11ページからなるのでしょうか。決算数値そのものというよりは、秋山市長からも冒頭です、みどり園の安全対策について話がありました。我孫子

市はみどり園がある地域としてですね、やはり議会でも関心が高まっているところであります。

28年度、今後に関しては、防犯カメラの設置等の話がありましたのでぜひ進めていただきたいなと思います。あと、いわゆる警備会社との連携とか警察との連携が大切になってくると思うのですが、例えば27年度で見たときには、みどり園と警備会社との間での事業として、費用などは盛り込まれていたのか、細かいことになってしまうかもしれないのですが、ありますでしょうか。

趣旨としては、そういったものを今後ぜひ検討していただいて、安全面の対策強化を図っていただきたいなということなんですが。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

今の御質問ですが、警備会社等との費用につきましては、27年度現在では契約してございませんでした。これにつきましては、指定管理者の母体であります大久保学園で検討したいということですが、経費等かかる関係があるので、現実的であるかどうかというのは今後事務組合としても確認をさせていただきたいと思っております。

そのほか、議員がおっしゃるとおり、監視カメラの設置につきましては補助金等のことも含めながら事務組合も協議をさせていただきたいと思っておりますし、早期の設置が必要であると考えております。

簡単ですが以上でございます。

〔挙手する者あり。〕

○議長（海老原功一君） 坂巻議員。

○6番議員（坂巻宗男君） はい、ありがとうございます。

ぜひ27年度決算を踏まえたうえで、今後安全対策を進めていただきたいと思います。議会としても、今後常任委員会で今月みどり園と意見交換をして、安全対策などをお聞かせいただくこともやらせていただこうと思っておりますので、各市いろいろな形で連携をしてですね、ここに入られている利用者の方の生活環境の向上も含めて御検討いただきたいと思います。

これは御答弁は結構です。

○議長（海老原功一君） ほかに御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第4号を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。
よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

○

○議長（海老原功一君） 日程第9、議案第5号を議題に供します。
〔末尾参照〕

○議長（海老原功一君） ここで地方自治法第117条の規定により、
山内弘一議員の退席を求めます。
〔山内弘一議員退席〕

○議長（海老原功一君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案第5号につきましては、東葛中部地区総合開発事務組合監査委員
の選任についてでございます。

議案書15ページを御覧ください。

監査委員として、柏市議会議長であります山内弘一氏を選任いたした
く、東葛中部地区総合開発事務組合規約第10条第2項の規定により、
同意を求めようとするものでございます。

何卒御賛同賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（海老原功一君） 議案第5号につきましては人事案件でござい
ますので、質疑・討論を省略して採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、議案第5号を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を
求めます。

〔挙手全員〕

○議長（海老原功一君） 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり同意されました。

山内弘一議員の除斥を解きます。

〔山内弘一議員着席〕

○

○議長（海老原功一君） 日程第10、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略したいと思いた
すが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（海老原功一君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○議長（海老原功一君） 日程第11、一般質問を行います。

〔挙手する者あり。〕

○議長（海老原功一君） 星野議員。

○5番議員（星野順一郎君） 先ほど決算の中で坂巻議員からあったんですけど、7月のやまゆり園の事件は大きな衝撃をもって、福祉施設を抱える町では心配事だったと認識しています。

当然みどり園は3市の運営ではありますけども、我孫子市内にあるということ、同じような事件が我孫子市内で起こして欲しくないと思っています。

ただ、管理者からの報告では、防犯カメラの設置や警備会社との契約も含めて、事務組合と大久保学園のほうで協議していると聞いていますけど、指定管理料の中には警備費用や防犯カメラの設置費用は入っていませんし、今回も補正予算が出てきたわけでもない状況の中で、費用をすべて大久保学園に持たせるのは本筋ではないんだろうと思っています。

もう少し費用負担を含めて詰めていって、早期に設置できるように大久保学園を支援する必要があるんだらうと思いますので、早めに詰めながらこの警備会社との契約、あるいは、あるいはというより両方欲しいぐらいなのですが、防犯カメラの設置、そして警備会社との契約、ここを早急に対応できるように、予算についても大久保学園と詰めながらどちらがどういう割合で負担するかも含めて、指定管理者のあり方としても、事務組合は体制をとるべきだと思いますので、そこについての考え方をお聞かせいただければ、あるいは検討状況も含めてお示しいただければと思います。

○議長（海老原功一君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

いま議員の御指摘がありましたように、まず防犯カメラにつきましては、国や県の補助もあると承っておりますのでその確認をするのと、みどり園であります大久保学園の方でカメラの設置について、園庭の外を監視するカメラと、中を監視するカメラと含めまして検討していることですので、どこまでを事務組合として補助できるかを早急に打合せをさせていただいて、早めに設置ができるような体制をとりたいと思っております。

警備会社につきましては、大久保学園としましては、みどり園だけではなく他の施設も含めて検討したいということもありましたので、これにつきましては、事務組合としましては、みどり園が対応が早くできるように早急に打合せをさせていただきたいと思っております。

以上です。

[挙手する者あり。]

○議長（海老原功一君） 星野議員。

○5番議員（星野順一郎君） 当然、みどり園だけでなく、反対側にあるみどりの家についても同じように、日中生活の場であっても、多くの利用者がいる中で、夜間対応だけでなく、昼間の対応も同じように検討すべきと考えておりますので、そこも含めて大久保学園とは折衝しながら、予算についても早期に結論ができるようお願いしたいと思います。新年度を待たないでという意味で捉えてください。

○議長（海老原功一君） 他に御質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

○議長（海老原功一君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

○議長（海老原功一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成28年第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時45分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

平成28年11月 2日

議会副議長 坂 卷 宗 男

議会議長 海老原 功 一

議会議員 石 黒 博

議会議員 星 野 順一郎

資料

平成28年10月17日

東葛中部地区総合開発事務組合
平成28年第2回定例会

議案第1号～議案第5号

東葛中部地区総合開発事務組合

専決処分について

地方自治法第292条において準用する第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年10月17日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

業務員に対する業務手当の廃止をするため、条例の改正を行ったので提案する。

専決処分書

地方自治法第292条において準用する第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 3月30日

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保

東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員給与条例の
一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第10号

東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員給与条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合一般職職員給与条例（昭和35年東葛中部地区総合開発事務組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表業務手当の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する
条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日 提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

斎場の使用料を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例（平成7年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条第1項関係）

区分		単位	使用料	
			組合地域内居住者	組合地域外居住者
火葬場	15歳以上	1体	4,600円	82,500円
	15歳未満	1体	2,200円	66,000円
	死胎	1体	1,500円	36,300円
	改葬	1棺	2,700円	38,000円
	四肢	1件	1,800円	33,000円
待合室	2室目	1室	1,800円	3,600円
大式場	午後3時から	1回	115,000円	192,000円
小式場	翌日の午後2	1回	77,000円	115,000円
祭壇	時30分までの間	1式	15,400円	30,800円
霊安室	午前0時から 午後12時までの間	1体	6,200円	16,400円
霊柩自動車		1回	11,000円	16,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定はこの条例の施行の日以後の斎場の使用に係る使用料について適用し、同日前の斎場の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の
一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日 提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

みどり園の生活介護に係る事業の定員を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例
の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例（平成15年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「生活介護 100人」を「生活介護 114人」に改める。

附 則

この条例は平成29年1月1日から施行する。

平成27年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定について

平成27年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して次のとおり認定を求める。

平成28年10月17日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

平成 2 7 年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算書
(別冊)

東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について

次の者を東葛中部地区総合開発事務組合監査委員に選任したいから、その同意を求める。

平成 28 年 10 月 17 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第 10 条第 2 項の規定により、議会の同意を得るため提案する。

- 1 住所 柏市豊四季150
- 2 氏名 山内弘一
- 3 生年月日 昭和18年6月5日